

宮崎県業務継続計画 (本庁版BCP)

～「常在危機」への備えとして～

平成24年7月策定
平成25年7月改訂
平成26年8月改訂
平成28年8月改訂
平成29年8月改訂
平成30年8月改訂
令和2年8月改訂
令和3年8月改訂
令和4年8月改訂
令和5年8月改訂

宮 崎 県

目 次

はじめに	1
用語の定義	2
第1章 BCP策定の目的と位置付け	3
1.1 BCP策定の目的	3
1.1.1 BCP策定の背景	
1.1.2 BCP策定の目的	
1.2 BCPの位置付け	4
1.2.1 地域防災計画等との関係	
1.2.2 具体的な実施要領の作成	
1.3 地域版BCPとの関係	5
1.3.1 地域版BCP策定の状況	
1.3.2 本庁版BCPと地域版BCPとの関係	
第2章 大規模な災害等のシミュレーション	6
2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか	6
2.1.1 地震や津波が発生したらどうなるか（開庁時）	
2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）	
2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか	
2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか	10
第3章 事前に備えておくべきこと	11
3.1 大規模な災害に対して必要なこと	11
3.1.1 地震や津波（開庁時）	
3.1.2 地震や津波（閉庁時）	
3.1.3 その他の災害	
3.2 深刻な感染症に対して必要なこと	22
3.2.1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく備え	
3.2.2 県庁において備えておくべきこと	
3.3 各地域との連携体制	25
3.3.1 情報の共有	
3.3.2 連携体制の確保	

第4章 非常時における業務の円滑な運営	26
4.1 初動対応	26
4.1.1 職員の留意事項	
4.1.2 非常時の初動対応	
4.2 非常時の業務運営	28
4.2.1 県庁非常時体制への移行	
4.2.2 BCP推進会議の構成・役割	
4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施	
4.2.4 平常時からの備え	
4.2.5 本庁舎が使用できない場合の対応	
第5章 BCPの推進と今後の展開	36
5.1 BCPの推進	36
5.1.1 計画内容の周知と進行管理	
5.1.2 全庁的な協力体制	
5.1.3 計画内容の検証、見直し	
5.2 今後の展開	37
5.2.1 地域版BCPの今後の展開	
5.2.2 市町村や民間企業等への啓発	
関連資料	38

はじめに

平成23年3月11日、東日本大震災の発生は、これまでの我が国のあり方を根底から覆すような一大事となった。大丈夫だと思っていたことが簡単に否定されてしまう巨大津波の脅威。堤防も港も街も田畑も次々に呑み込まれ、人々の生活に不可欠なインフラも壊滅。あれほど安全だと言われた強固な原発施設でさえ、一瞬で機能がマヒする事態となる。多くの人命が失われ、行方不明者、負傷者も計り知れない。学校も病院も役所も被災し、どう対処すれば良いのかさえ途方に暮れる状況。誰がこんな事態を想定したであろうか。

しかし、そのような中であっても、被災地では、人々がお互いに我慢し、助け合いながら、困難な状況を乗り越えてきた。自衛隊、警察、消防など、すべての関係機関が、救助と救援に全力を挙げた。全国からのボランティアや募金も多数集まった。厳しい状況下であっても暴動や略奪は起こらない。そんな日本人の姿に、世界中が驚きと尊敬の念を持って支援の手を差し伸べてくれた。そして、多くの課題を抱えながらも、現在、被災者の生活支援や被災地の復旧・復興に向け、懸命の努力が続けられている。

我々は、大自然の前では実に小さな存在であり、災害の発生そのものをすべて未然に防ぐことはできない。しかし、過去の災害を教訓に、あらゆる事態を想定し、被害の程度を軽減したり、復旧・復興が円滑に進むよう、準備しておくことは可能である。ここ数年の間でも、本県では、平成17年に大きな台風が襲来し、13名の尊い人命が失われ、総額1000億円を超える甚大な被害を受けた。また、平成22年には口蹄疫の発生で30万頭もの家畜が犠牲となり、畜産業のみならず、関連産業や県民生活などに幅広い影響を受けた。さらに、平成23年は新燃岳が300年ぶりに噴火した。地下のマグマの供給は停止した状態が続いているが、引き続き嚴重な警戒が必要だ。南海トラフ巨大地震についても、被害想定を検討が行われているし、感染症については、新型インフルエンザはもとより、バイオテロ等にも十分注意する必要がある。

本県では、さまざまな危機事象の発生に際しては、地域防災計画等に基づいて対処することになっているが、その前提として、東日本大震災のような大規模災害や深刻な感染症が発生した場合、果たして県庁の機能を維持しつつ、非常時の対策を円滑に進める体制が確保できるのか、これまで十分に議論されてこなかった。県庁の建物や設備、情報インフラは大丈夫なのか、緊迫した状況の中で、死傷者や来庁者への対応、職員の参集や勤務態勢、県としての意思決定や組織運営をどうするのかなど、さまざまな課題についてルールを決めて準備をしておく必要がある。さらに、平常時からの訓練や検証を重ねてレベルアップを図りながら、いざとなったら、災害への対応や県民生活の安定確保等に向けて、業務の継続や速やかな再開ができるような環境を作っておくことが重要である。

したがって、この「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」はそのような目的を持って平成24年7月に策定し、運用を開始した。職員一人ひとりが、非常時の行動マニュアルとして理解を深めておくとともに、県庁全体として必要な備えをしっかりと行い、万一の際には、真に県民の役に立てるよう心していくことが大切である。

用語の定義

- 「BCP」
Business Continuity Plan（業務継続計画）の略
- 「本庁版BCP」
平成24年7月17日に運用を開始した「宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）」をいう。
- 「本庁BCP推進会議」
本庁版BCPに規定する推進会議で、平常時からBCPの推進や進行管理等を行うもの。
- 「本庁BCP推進会議事務局」
本庁BCP推進会議の所管する事項等の調査や関係部局との調整等を行い、その庶務は、平常時は危機管理課に、県庁非常時体制においては総務課にて処理する。
- 「災害対策業務」
宮崎県地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に規定するもので、災害対策本部等の指揮により実施する業務をいう。
- 「応急業務」
BCPに規定するもので、上記災害対策業務以外の応急的な業務をいう。
※ 例えば、庁舎内における死傷者の救護や搬送、庁舎内に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応、庁舎内における各種インフラや情報通信システムの復旧など。
- 「非常時優先業務」
BCPに規定するもので、通常業務の中で優先的に実施すべき業務をいう。
※ 例えば、住民の保護業務や各種相談業務など。
- 「代替施設」
本庁舎が著しい損傷を受けたりするなど、業務を行うことができないと判断される場合に、本庁舎の代わりに使用する施設をいう。

第1章 BCP策定の目的と位置付け

第1章では、まず、宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）を策定するに当たって、その背景や目的、位置付けを明確にし、非常時の対策等について規定している地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等、また地域版BCPとの関係について整理する。

1.1 BCP策定の目的

1.1.1 BCP策定の背景

- 東日本大震災や新燃岳の噴火、口蹄疫や新型インフルエンザの発生等を受けて、本県では、平成23年度からスタートした「みやざき行財政改革プラン」において、危機管理能力の強化（BCPの検討・整備を含む）を新規に盛り込んだ。
- 県議会においても、平成23年度の防災対策特別委員会での議論等を踏まえ、「宮崎県防災対策推進条例」の中に、県の責務として、「業務を継続するための計画又は早期に復旧させるための計画を策定するものとする」との内容が盛り込まれた。

1.1.2 BCP策定の目的

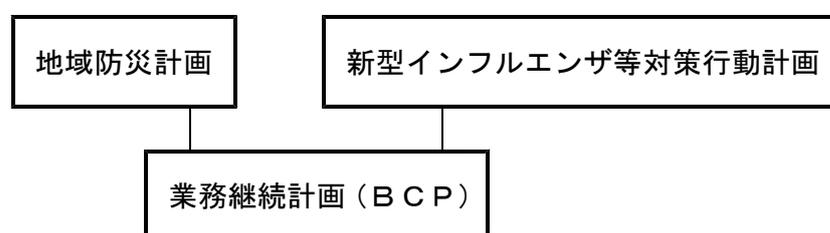
- 大規模災害や深刻な感染症等が発生し、多くの人命が危険にさらされるなどの非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、県としての必要な業務が継続、あるいはいち早く再開できるよう、県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにしておく。
- 非常時においては、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るための業務を優先し、迅速かつ円滑に実施できるよう、その内容を事前に選定し、全庁的な体制や具体的な実施要領等を定めておく。
- 県庁が閉庁している時間帯に大規模災害等が発生した場合には、職員が迅速に対応できるよう、情報伝達や参集方法等について定めておく。
- BCPの内容に沿って、平常時からの必要な備えや、研修・訓練を行うことにより、危機管理に関する職員の意識や能力、県庁全体としての対応力の向上を図っておく。

1.2 BCPの位置付け

1.2.1 地域防災計画等との関係

○自然災害や新型インフルエンザ等が発生した場合には、「宮崎県地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」がそれぞれ定められており、これらに沿って、災害への対応や県民生活の安定確保等の具体的な対策を講じていくこととなる。したがって、このBCPは、「それらの対策が円滑に進められるよう、県庁内において下支えをする」とともに、「県民への行政サービスの提供に、可能な限り支障が生じないようにするためのもの」と位置づける。

* 非常時の具体的行動指針



* 具体的行動指針に定めた内容が円滑に進むよう下支え
行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行う

○このほか、武力攻撃やテロ等が発生した場合には「宮崎県国民保護計画」、家畜伝染病である口蹄疫が発生した場合には「宮崎県口蹄疫防疫マニュアル」も定められており、これらの国民保護事案や家畜伝染病等発生時においても、全庁的な緊急措置が必要な状況になれば、このBCPを使って対応することとする。

1.2.2 具体的な実施要領の作成

○第4章(4.2.3)の中で、「県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務」と位置づけた各項目の対応については、具体的な実施要領を定めて、このBCPに添付することとし、平常時からの必要な備えをしつつ、万一の際には、全庁的な協力体制の下、的確な対応を行っていくこととする。

○具体的な実施要領については、項目毎に責任部局又は担当部局を割り当て、毎年度当初に、必要な見直しや改訂等を行っていくこととする。

1.3 地域版BCPとの関係

1.3.1 地域版BCP策定の状況

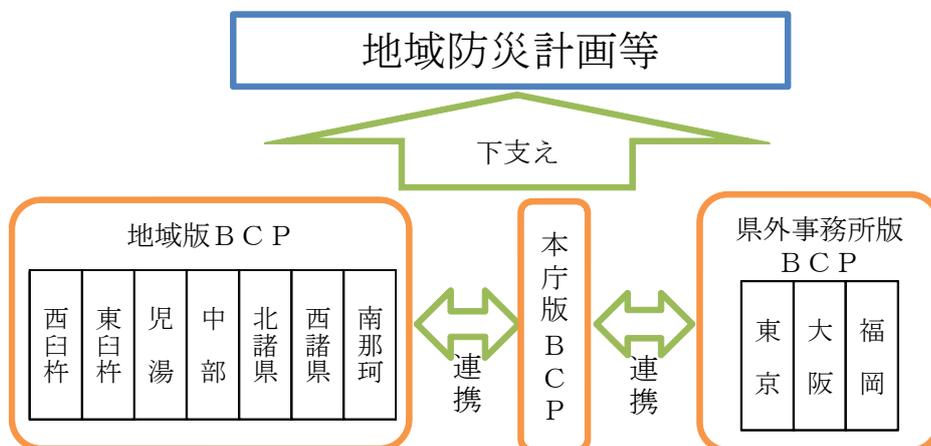
○地域版BCPについては、第5章（5.2.1）の中で、「地域版BCPの今後の展開」により、各地方連絡協議会単位、県外事務所単位にそれぞれ策定することとしており、平成25年3月から運用を開始した。

1.3.2 本庁版BCPと地域版BCPとの関係

○本庁版BCPは、それ単独で大規模災害や深刻な感染症に対応できるものではなく、地域版BCPとも連携していかなければならない。また、大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「災対本部」という。）が本庁に設置されるとともに、各地域においても、災対本部地方支部（以下「地方支部」という。）が設置され、これらが連携して災害対応に当たることとされている。これらを踏まえ、地域版BCPは、本庁版BCPの地域計画として策定している。

○策定に当たっては、県の出先機関として本庁版BCPと連携して非常時に備える体制を構築する観点から、基本的な考え方は統一しているが、地域毎の体制や特性等を踏まえた形でそれぞれ整理し、策定している。

【図】本庁版BCPと地域版BCPとの関係



第2章 大規模な災害等のシミュレーション

BCPにおいては、通常、「被害想定」なるものを作成し、その上で必要な対策を検討する。ただし、本県では、東日本大震災の教訓から、津波浸水予測等にとらわれすぎるとかえって危険であることも踏まえ、あえて、被害想定を前提とはせずに、災害時の状況について、具体的な物語を描いてみることで、必要な備えや対応策を検討することとした。

そこで、第2章では、大規模な自然災害や深刻な感染症が発生した場合、たとえばこのような状況になるのではないかというシミュレーションを行ってみる。このような状況こそが、まさに、BCPを使って対処しなければならない非常事態である。さらに、地震や津波については、いつ発生するかわからないため、開庁時と閉庁時に分けて考えてみることにする。

2.1 大規模な災害が発生したらどうなるか

2.1.1 地震や津波が発生したらどうなるか（開庁時）

平日の昼間、職員は執務中であり、県庁には、会議や所用で多くの来訪者がいた。突然、各自の携帯電話に一齐に「緊急地震速報」が流れたため、みんなそれぞれ、机の下にもぐり込んだり、危険物が落下しないような場所に移動してその時に備えた。しかし、地震はこれまで宮崎県内で発生したことの無いような大きな揺れで震度6か7。室内では書棚が倒れ、書類が雪崩落ち、窓ガラスも砕け散る。あちこちで悲鳴が聞こえる。2分あまり揺れただろうか。ようやく収まって周囲を見たら、室内は散乱し、血を流している人もいる。近くの給湯室からは火災も発生した。消火器を持って行き、まずは火を消したが、庁内のあちこちから砂ぼこりのような煙が上がっている。どこに、どう連絡すれば良いのか。庁舎管理者である財産総合管理課かと思ったがなかなか通じない。負傷者の手当はどうするのか。この分では救急車も来られないだろう。課の中には救急箱ぐらいしかない。どこにどう運べば良いのか。玄関ロビーや県民室では、県庁に来ていた外部の人々も多数負傷しているようだ。

そうこうしていたら、防災メールで大津波警報が出たとの情報が入ってきた。宮崎県南部では15分後に5mから10mの津波が予想されるとのこと。急いで避難しなければならない。二人一組で負傷者を抱えて、屋上に上がっていく。周辺の道路や家々からも多くの人々が走りながら県庁に避難して来る。全員が何とか屋上に上がったとき、宮崎平野に大津波が押し寄せてきた。大淀川を遡上してくるものもある。津波は単なる波ではない。海底の泥や沿岸部の建物、木々などあらゆるものを巻き込んで、車よりも速いスピードで押し寄せてくる、とてつもない洪水のようなものだ。より高いところにいち早く逃げるしか助かる道はない。消防のサイレンが鳴り響く中、どす黒い不気味な流れが市街地にも近づいてきた。

2.1.2 地震や津波が発生したらどうなるか（閉庁時）

休日のある日、自宅でテレビを見ていたら、突然「緊急地震速報」が流れたため、慌てて台所の火を消して、テーブルの下にもぐりこんだ。数秒後、これまで経験したことのないような大きな揺れが起こり、窓ガラスが割れ、食器が飛び、タンスが倒れてきた。2分あまり揺れた後、ようやく収まったが、家の中はめちゃくちゃな状態。家族は大丈夫か、遊びに行っている子どもはどうか。

防災メールは、「西日本一帯で非常に大きな地震発生。震源域は紀伊半島沖から四国沖、日向灘に至る広い地域でマグニチュードは9.0と推定。各地で震度6強～7を観測。大津波に嚴重に警戒せよ」と第一報を伝えてきた。宮崎県地域防災計画では、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、職員は全員が直ちに登庁して所定の配置に就くことになっているから、すぐに出勤しなければならない。玄関に張り紙をし、取り急ぎ、水筒とパン、着替えをリュックに詰めて自転車で家を出た。（だが、自分自身や家族が重傷を負ったりしている場合には、それどころではない。また、道路の被害状況や交通機関の運行状況次第では、登庁に時間がかかることも十分想定される。ましてや、大津波警報が出ており、地域ぐるみで直ちに避難することも必要だ。どうすれば良いのか。そんなことが頭をよぎった。）

10分ほどして県庁に到着したが、庁内には危機管理局の災害監視室に2名の職員がいるほか、たまたま出勤していた職員や数名の庁舎警備員ぐらいしかいない。災害監視室で当直をしていた職員は、津波一斉指令や危機管理局職員への連絡等でてんてこ舞いの状態だ。やがて、近くに住んでいる職員が慌てて登庁してきた。急いで災対本部の総合対策部室に集まったが、宮崎県沿岸に大津波警報が発令されたこともあり、思うように職員が参集できない。少ない人数ながら、散乱した室内を片付けて、緊急の情報連絡に当たり始めた。

2.1.3 その他の災害が発生したらどうなるか

上記は、地震と津波の場合であるが、自然災害では、このほかに大規模な台風や竜巻、火山の噴火などを想定しなくてはならない。台風の場合には、事前に備えることができるので、災対本部等を設置した中で対応することになるが、火山の噴火については緊急の対応が必要になってくる。過去の歴史を振り返ってみると、こんな重大な事態も想定される。

(大規模な火山噴火)

しばらく小康状態にあった新燃岳が、大規模な爆発を伴って噴火した。周辺の集落やホテル街に噴石が飛散し、あちこちで火災も発生。また、大火砕流も発生し、相当の人的被害が出ている。噴煙は上空高く舞い上がり、南九州では一帯が厚い火山灰に覆われてしまった。道路も一般車両は通行不可能となり、住民は自衛隊の車両で少しでも安全な場所へ避難。農作物は壊滅的な打撃を受け、住民の生活はマヒ状態になっている。気象庁や専門家によると、噴火活動はしばらく続くとのことであり、県と市町村では、国とも相談し、住民の遠隔地への長期集団避難を検討し始めた。

(大規模な風水害)

梅雨末期の7月、県内では、長雨に加え、集中豪雨が續いていた。すでに、堤防の決壊などにより大規模な水害が発生している地域もある。民家の倒壊、流失ばかりでなく、床上、床下浸水の被害は一萬棟を超えている。2004年に新潟・福島、福井を襲った集中豪雨災害では、16人の死者が出ており、そのうち13人は70～80歳代の高齢者であった。これら高齢者が亡くなったのは、すべてが家屋内での溺死であった。事前の情報もなく、突然押し寄せてきた濁流に対して、身を避けるいとまもなかったのである。あの災害は、高齢化社会の弱点を象徴する災害だったと言われている。このようなことが県内でも起こらないとは言えない。また、国土交通省によれば、県内には、深層崩壊の危険箇所が多くあるとされている。深層崩壊は、大雨によって、地下深くにまで大量の水がしみこみ、岩盤もろとも一気に崩れ落ちる現象で、崩壊の規模が大きいため、甚大な被害につながる恐れがある。

既に、たび重なる集中豪雨で、山間部では土砂災害が相次ぎ、上流側には天然ダムが少なくとも5箇所は形成されているとの情報があり、日ごとに水位も上昇しているとのこと。もし、せき止め部が決壊すれば、大規模な土石流が下流を襲い、大災害となることが予想される。また、山間部には集落が点在しており、特に過疎の進んだところでは、緊急時に速やかな行動のできない高齢者が集まっているだけでなく、孤立化の恐れもある。平成17年の台風14号による災害の経験から、各市町村では既にいち早い避難が進んでいる。

集落に限らず、要配慮者を抱える特別養護老人ホームや幼稚園、病院などとも連絡を取って今後の対応を協議しなければならないが、一般に、老人ホームのような施設は、市街地に土地を確保することが難しく、土砂災害の危険が潜在する山ぎわなどに

建設されることが多い。国土交通省の調査によると、全国で土砂災害の危険がある地区に建てられている老人福祉施設や幼稚園、病院などは、約1万3,800箇所にもものぼっているが、そのうち、砂防施設など防災工事が進められているのは、全体の31%にあたる約4,300箇所にすぎない。県内では、停電も相次いでおり、正確な情報が伝達されているか状況がはっきりしない。

そして、この時期には珍しく先週発生した超大型台風が宮崎県に上陸する予想も出されており、明日には強風域に、あさって早朝には暴風域に入る見込みと発表された。

2.2 深刻な感染症が発生したらどうなるか

感染症で特に注意が必要だと言われているものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが何らかの原因で変異して、人から人にも感染するようになった新型インフルエンザを例とする強毒性を有するウィルス感染症である。このような感染症が、万一、世界的に大流行となり、我が国、そして本県でも多数の患者が発生したらどうなるか。

毎年冬になると多くの渡り鳥が日本にやってくる。この鳥たちがウィルスの媒体となり、本県でも平成18年度3箇所、平成22年度に13箇所、令和2年度12箇所の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分等の防疫対策に追われた。そのような経験を基に、鳥インフルエンザに最大限の警戒態勢を敷いていたところ、今月に入って、海外で人の新型インフルエンザが発生したとの報道があった。国は、政府対策本部を立ち上げ、県も対策本部を設置し、帰国者・接触者外来設置等の対策を講じた。

かつて、1918年に発生したスペイン風邪も、鳥インフルエンザが変異して人のインフルエンザとして大流行したものであり、世界中で6億人が罹患し、4000万人を超える人が死亡。我が国でも2300万人が罹患し、38万人もの人が亡くなったとされている。新型インフルエンザが出現すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行となる可能性が高い。特に、今の時代は地球規模で人々の往来が活発になっており、あっという間に我が国でも広がってしまう。このため、政府は発生地域から帰国した人の検疫を強化したが、ウィルスは簡単にそれをすり抜け、国内でも患者が相次いで発生するようになった。

特に今回問題なのは、死亡率が非常に高いこと。スペイン風邪の2%を上回るペースで死者が発生しており、ひとたび発症すれば重症化の傾向が強い。このため、世界中でパニックが起き始めており、日本政府は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発し、緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県は、不要不急の外出の自粛等の緊急事態措置を講じた。

全国的に食料品や生活物資の不足、物流の停滞等が起き、国民生活にも大きな影響が現れ始めている。県は、国内での発生を受け、県内への感染拡大防止のための対策を講じた。

県内での発生を危惧し、医療機関からは、「多数の患者が押し寄せてきたらパンクしてしまう、医師や看護師等への感染が心配」といった声が強くなってきている。命を守るはずの医療機関において、逆に感染の拡大が起こるようになっては、医療体制は崩壊してしまう。

企業でも役所でも、職員や家族が感染した場合には出勤させることはできない。職場内で感染が広がってしまうからだ。過去の事例からして、インフルエンザの流行は、数週間から数ヶ月の中長期にわたる可能性が高いが、この間、どうやってしのいでいくのか。経済活動や住民サービスは、どうなるのか。果たしてこの深刻な危機を乗り越えられるのか、国民の間には急速に不安が広がりつつある。

第3章 事前に備えておくべきこと

以上のようなシミュレーションを踏まえ、第3章では、必要となる備えについて、項目毎に整理してみる。関係部局においては、限られた人的資源と予算の中、どう最大限の効果が発揮できるようにするか、内容を十分に検討し、計画的に対処していく必要がある。また、職員個人においても、自分でできることは積極的に取り組んでいく必要がある。

3.1 大規模な災害に対して必要なこと

3.1.1 地震や津波（開庁時）

(1) 地震の揺れに対する備え

① 外壁や廊下等の危険物の落下防止

○建物の外壁や看板、内部の天井や照明、展示物、廊下に設置しているロッカー等について、落下や転倒する危険性がないかどうか調査を行い、必要な措置を講じておかななくてはならない。

② 室内の書棚等の転倒、備品等の落下防止

○室内にある書棚やロッカー、電器製品等について、簡単に転倒したり落下したりしないよう措置しておかななくてはならない。特にコピー機等は大規模な地震の際には、その重量により重大な事故を引き起こす恐れがあるため、注意が必要である。

○また、室内の高いところに書類や備品を置かないようにしなくてはならない。特に職員の座席の後ろには注意が必要である。

○さらに、窓ガラスやドアにはめ込まれているガラスについては、飛散防止フィルムを貼っているが、今後、庁舎の改築等の場合にも、同様の措置を講ずる必要がある。

③ 危険回避スペースの確保

○地震に備えて、事務机の下や会議用機の周辺等に危険軽減のための避難スペースを確保しておく必要がある。

④ 地震発生時の安全確保

○緊急地震速報が発せられたり、初期微動が始まった場合に、自分の身をどうやって守るか、落下物や飛散物にも留意しながら、職員一人ひとりが考えておかななくてはならない。また、来客に対して、安全確保の方法等について検討し、訓練しておく必要がある。

(2) 火災発生に対する備え

① 危険性の認識と初期消火

○火災発生の危険性のある場所については、職員が十分に認識し、万一の際には、近くの職員が誰でもすぐに消火器や消火栓が使えるよう、訓練しておかなくてはならない。

② 早期の避難心得

○火が天井まで上がっている場合には、消火器による初期消火は不可能であり、屋内消火栓による初期消火についても、火勢が強く、消火効果が乏しい場合、避難の時機を失すおそれがあると判断される場合は、いち早く避難できるよう、ルートや場所等を確認し、訓練しておかなくてはならない。煙が広がった場合にはパニックになるので、留意事項をしっかりと理解しておくことが肝要である。

(3) 津波に対する備え

① 情報の収集と早期避難

- 震度が大きく、長時間の揺れが続いた場合には、海底で大規模な地震が発生したことが推察され、大津波が発生する危険性が高いと考えられるので、直ちに高い場所に避難しなければならない。
- さらに、テレビやラジオ、防災メールからの情報、気象庁から発表される予報等も参考にしながら、より安全な場所に避難するよう努めなければならない。
- 特に、津波注意報に対しては軽視しがちであるが、仮に数十cmの津波であっても、大人でも流される危険性があり、また、大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合もあるので、十分な注意が必要であり、例えば館内放送を行うなど来庁者や庁舎周辺の住民等への注意喚起を行えるよう周知方法を検討しておく必要がある。

② 来客や周辺住民を含めた誘導

- 開庁時には県職員のみならず、会議や行事等で多くの来客がある。また、県庁が避難場所に指定されているわけではないが、旅行者や周辺住民等が緊急避難してくることも考えられる。したがって、これらの人々をいかに安全に誘導し避難させるか、検討しておかなくてはならない。
- 本庁舎については、来客や周辺住民等の一時的な避難が想定される建物毎に屋上や各階の高さを明記し、どのくらいの人数が避難できるか算定しておく。また、屋上や上層階への避難経路についても安全性や誘導方法等を確認しておく。
- さらに、地震や火災発生の場合と同様、定期的に避難訓練を行い、問題点の把握や改善に努めたり、避難方法の習熟に努めておく必要がある。

③ 公用車等の確保

- 公用車については、災害時の重要な防災資源となるため、可能な場合には、安全な場所に移動させることとする。そのため、日頃より、移動場所の選定、移動経路等を確認しておく必要がある。
- また、公用車以外の活動・移動手手段（レンタカー・タクシー等）についても、災対業務等を行うため、その確保について検討する必要がある。

(4) 死傷者への対応に関する備え

① 死傷者が少数の場合の対応

- 負傷者が少数で、通常の方法で対応することが可能な場合には、比較的軽傷の人については、職員健康プラザで応急処置をしてもらうか、タクシー等で外科等の病院に行ってもらうことになる。
- ただし、重傷の人に対しては、救急車やタクシー等で救急病院に運ぶことになる。すでに、心肺停止状態にあるときは、AEDを使うことを直ちに判断しなければならない。AEDについては、置いてある場所を確認しておくとともに、使用方法について、できるだけ多くの職員が訓練を受けておく必要がある。

② 死傷者が多数の場合の対応

- 災害の程度が大きく、来客を含めて死傷者が多数の場合には、通常の方法で対応することは不可能になる。救急車も来られない場合、火災が発生した場合、津波警報が出た場合など、その時々状況に応じて判断し、対処していかなくてはならない。
- 場所や体制等を含め、具体的にどう対応するかは別に実施要領を定め、BCP推進会議（後記）で決定しておく必要がある。
- 留意しておかなくてはならないのは、トリアージ※の考え方に従って、助かる見込みのある重傷者から順に、あらゆる手段を使って、できるだけ早く病院に運んで治療してもらうことである。それまでは、庁内にいる人材や医薬品、資機材を使って出来る限りの対応をしなければならない。このため、医師や看護師等の資格を有する職員の配置、医薬品の備蓄、担架や毛布・シート等の確保について十分に検討し、備えておかなくてはならない。
- また、職員ひとり一人が、トリアージの考え方を、研修の機会等を通じ身につけておく必要がある。

※トリアージ…怪我の症状により、治療や搬送の優先順位を付けて負傷者を分類するシステム

(5) ライフラインやシステムに関する備え

① 電力

- 電力が停止した場合には、速やかに非常用電源に切り替わり、防災庁舎は2週間、本館と1号館、3号館と4号館では72時間、7号館、8号館では46時間の運転が可能となっている。
- 非常用電源については、通常時の電力使用量をまかなうことはできないため、非常用コンセントに限って使用することになる。平成24年度に実施した非常用電源コンセントの調査結果を踏まえて、各所属は非常用コンセントの位置を明示し、非常時に使用できるようにしておく。
- 訓練で非常用電源を作動させ、実際にどのコンセントが使用できるか確認しておく必要がある。さらに、太陽光発電システムについても、庁内において利用拡大できないか検討する必要がある。

② 上下水道

- 上水道が断水した場合には、防災庁舎は雨水、井戸水をろ過した飲料水の供給が可能だが、その他の庁舎は備蓄の飲料水で対応するしかない。県においてもペットボトルを一定程度備蓄用として購入したり、自動販売機の補充飲料を転用するなどの対策を講じておくほか、職員も、自分の飲料用については、3日分程度は各自のロッカー等にストックしておくことが望ましい。
- トイレについては、本館及び防災庁舎では、井戸水等を使った中水による対応をしており、上水道が断水した場合でも使用することは可能である。ただ、下水道が津波等による浸水を受けた場合や配管が損傷した場合などは、下水道そのものの機能が停止するため、本館のトイレは使用できなくなる。防災庁舎には緊急汚水槽があるため、トイレは一定程度の使用が可能である。また、防災庁舎にはマンホールトイレが整備されている。
- 過去の大地震では、避難所の水洗式トイレが断水と下水道の損壊によって使用できなくなり、トイレの不衛生や不便さが原因となって、ストレスの蓄積や飲料水を我慢したことによる健康被害が出るなど、深刻な問題を引き起こしているため、日頃から緊急時のトイレ確保について検討を行っておくことが重要である。
- 下水道の復旧には相当の時間がかかると予想されるため、その場合は、既存の洋式トイレに使用できる「災害用トイレセット」（専用のビニール袋や抗菌消臭凝固剤等がセットになったもの）を使用する方法がある。災害時には庁舎に避難してくる住民がいることも考え、非常用に必要相当数を購入し、備蓄しておくとともに、これが使えるよう、庁舎内トイレの洋式化も進めておく必要がある。このほか、仮設トイレの設置等複数のバックアップ措置がとれるよう検討する必要がある。

③ 電話・通信

- 電話については、災害時には通じにくくなるため、県では、本庁において92回線、出先機関において150回線の災害時優先電話を確保している。ただ、電話ネットワークの多重化は進んでいるものの、一部では津波等に対する浸水対策が必要であり、今後とも、災害時にも対応できる設備への見直しを行う必要がある。
- 防災行政無線については、災害時にも有効な通信手段であるが、本局や中継局が被災した場合などは通じなくなるおそれがある。したがって、このような場合にも機能するよう、バックアップ体制について検討し、対処しておく必要がある。
- 携帯電話や衛星携帯電話については、バッテリーが長く持たないので、非常用の電源（モバイルバッテリー等）を確保しておく必要がある。

④ 情報システム

- 本庁舎には、多くの情報システムや県庁LANの中核機能があることから、本庁舎が被災し、機器の破損や通信ケーブルの破断等があった場合には、県の情報システムの多くは使用できなくなる。
- 県の主要システムの多くは、災害対策の施された県内の民間データセンターで管理運用しているため、災害時でも一定の安全性が保たれているが、宮崎行政情報ネットワーク（MAIN）や県庁LAN等の被災により、使用できなくなる場合がある。
- そのため、情報システムの停止が県民生活や庁内業務に与える影響の範囲等を検討し、特に主要システムについては、目標復旧時間や優先順位を適宜整理しておく必要がある。
また、非常時の機能維持や早期復旧、被害軽減を図るため、機器の二重化や代替機能の整備、機器やデータの復旧手順を適宜整理するとともに、事前に業者と協力関係を構築しておくことが望ましい。
- データセンターについては万一の被災も想定し遠隔地に予備機能を持たせるなどの検討を進める必要がある。
- 県庁LAN等の情報ネットワークについては、多くの情報システムが利用しているため、特に復旧を急ぐ必要があるが、復旧までの暫定措置として、代替アクセス手段の確保を図る必要がある。
- システム復旧までに時間がかかる場合も想定し、優先度の高い業務については、システム復旧までの代替処理手続や体制を適宜見直し、維持・向上させる必要がある。
- また、他県との協力関係の構築等についても検討する必要がある。

⑤ 燃料

- 東日本大震災においては、油類の不足が深刻であったため、非常用発電設備に使用する燃料（A重油や軽油）や公務で使う車のガソリンの確保が大変であったという事実を踏まえ、平常時から必要な対策を講じておく必要がある。
- 燃料については、法律上の規制や予算上の問題等から、県で大量の備蓄をすることは不可能であるため、県と石油商業組合との協定や石油連盟との覚書に基づき、各事務所周辺の中核給油所や小口燃料配送拠点から、公用車や庁舎の非常用発電機に燃料供給を優先的に受けることのできる体制を構築しているが、今後は、訓練等を通じて、いざという時に迅速に対応できるよう準備をしておくことが望ましい。
- また、公用車についても、燃料計が空になってから給油するのではなく、常に燃料を半分以上にしておくなど、いつ災害が起こっても対応できるよう、いわば移動する備蓄といった発想の転換が必要である。

(6) 職員や避難者に関する備え

① 食料品・飲料水

- 災害発生からしばらくの間は、食料の調達が間に合わないおそれがあるので、昼夜勤務する職員や県庁に避難した人々に対して、簡単に栄養補給ができる食料を備蓄しておく必要がある。
- 職員においては、自前で3日間程度の食料を各自のロッカーに常時確保しておくことが望ましい。ただし、必ずしも備蓄用食品である必要はないので、自分の好きなものを常に3日分程度残した形で回転させていけば良い。飲料水についても、前述したような方法で備蓄しておく必要がある。

② 衣類・避難場所等

- 数日間は帰宅できないことも想定し、衣類やタオル、毛布等をその季節に応じて、ある程度備蓄しておく必要がある。職員については、各自のロッカーに常時保管しておくことが望ましい。
- 県庁にやむを得ず緊急避難し、帰宅できない人々に対しては、一定期間、避難場所を提供せざるを得ない場合も想定される。本庁舎のエリアにおいて適当な場所（県民室、会議室、職員健康プラザ等）をいくつか選定しておくとともに、シートや毛布等最低限必要な物資及び避難者に災害関連情報が適時届くよう携帯ラジオなどを備蓄しておく必要がある。

③ 家族の安否確認

- 職員が職務に専念するためには、まず、家族の無事を確認する必要がある。大地震発生時などは一般の電話はつながりにくくなるため、災害時伝言ダイヤルやインターネット（ツイッターやフェイスブックなどの民間ソーシャルメディア）等を活用した非常時の連絡方法、通信手段が全て遮断された場合の参集方法などのルールについて、家族で事前に話し合い、確認しておくことが望ましい。

3.1.2 地震や津波（閉庁時）

(1) 職員への情報伝達や安否確認に関する備え

① 災害情報の伝達

- 職員は、災害発生時においては、テレビやラジオ等で災害情報を積極的に収集する習慣を身に付けておくことが望ましい。
- また、本県では「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」のシステムを導入しているので、職員は全員が加入して、災害情報をいち早く収集できるようにしておく必要がある。

② 安否確認の手段

- 各所属毎に職員の安否確認を行えるよう、電話やメール等の連絡網の整備を行っておく。この場合、原則として、担当リーダーが担当内の職員の安否を確認した上で、所属長等へ報告することとし、所属長等は、BCPに規定する応急業務や非常時優先業務に従事する職員の確保等についてBCP推進会議事務局が迅速に対応が出来るよう速やかに報告する。
- 大きな災害が発生した場合、電話等が通じない場合もあるので、安否確認メールシステムに全職員が登録し、全庁的に迅速な確認及び対応ができるようにしておくことが望ましい。

(2) 緊急の登庁に関する備え

① 職員参集基準の理解

- 災害の種類や程度に応じて、職員の参集基準が定められているので、職員は自宅等でいつでも確認できるようにしておく。特に、県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が登庁して所定の配置につくことになっているので、留意しておく。

② 安全・迅速な登庁

- 職員は安全かつ迅速に登庁することができるよう、日頃から、必要な携行品や交通手段、ルート等の確認を行っておく。また、余震が発生する場合があるので十分に注意する。交通手段については、渋滞等を避けるため、マイカー(四輪)は極力控えることとする。
- 災害発生時に迅速に登庁するためには、自分自身や家族等の安全が確保されることが前提となる。そのためには、各家庭において、住宅の耐震化や家具の固定、非常持出袋の用意など、必要な備えをしっかりと行っておくべきである。
- 各所属においては、個々の職員が何分程度で登庁できるか、予め把握し、所属毎の予定を立てておく。特に、県庁近くに居住している職員については、本人の同意を得てリストアップし、速やかに登庁できるような体制を確保しておく。
- 遠方の職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合に備えて、最寄りの公共機関に登庁し、所属長等からの指示を受けて必要な対応を行えるような体制も確保しておく。
- 職員は、本人や家族が負傷したり、近所での救援活動が必要な場合などは、その旨を上司等に伝え、了承を得るようにする。ただし、どうしても連絡がつかない場合には、それらの対応を行った後、速やかに報告することとする。
- 特に、巨大地震が発生し、宮崎県沿岸部に大津波警報が出た場合には、家族や地域住民とともに高台の安全な場所に一時避難するなど、人命優先の対応を取ることも必要となる。その場合も、できるだけ上司等に連絡し、了承を得ることとする。

3.1.3 その他の災害

(1) 想定される災害

① 災害の種類や程度

- 突然発生する自然災害としては、地震や津波のほか、火山の噴火や竜巻の発生等が考えられる。
- 火山の噴火については、当面、新燃岳を中心とした霧島連山が要注意であり、気象庁の最新の情報等を基に、噴火の規模や程度等を予測しておく必要があるが、過去の歴史を振り返ると、極端な場合には、前述したシミュレーションのようなこともあり得ると心得ておくべきである。
- 竜巻については、本県は全国的に見ても発生頻度の高い地域であることや、平成18年と令和元年には、延岡市でF2クラスの強い竜巻が発生し、死者や家屋被害などが発生したことも踏まえ、今後とも十分に注意する必要がある。
- 台風や大雨については、本県は常襲地帯であるが、さらに近年は地球温暖化に伴って海水温が上昇するなどして、災害が巨大化、深刻化していることに留意しておかなくてはならない。

② 基本的な心構え

- 火山の噴火については、気象庁から出される噴火警報や専門家の意見等を基に、ある程度の事前準備は可能であると思われるので、噴火の可能性が高まってきた場合には、情報収集に全力を挙げ、初動対応に遅れが出ることのないよう努めなければならない。
- 竜巻の発生については、気象庁からいわゆる竜巻注意情報が出されるが、確率が高いわけではないので、見過ごされる危険性がある。しかし、過去の事例からして、決して油断してはならないこと、発生しなくとも空振りで良かったのだという意識を持つことが大切である。
- 台風や大雨については、气象台等からの予報や情報に基づいて、必要な体制を整えておかなければならない。平成17年に発生した台風14号においては、県内各地で1,000ミリを超える猛烈な雨が降り、夜間の浸水や避難等で大きな混乱を来したので、時間的にも体制的にもある程度余裕を持った準備をしておくことが必要である。

(2) 必要な備え

① 開庁時の備え

- 基本的には、地震や津波の場合と同様の備えが必要であるが、このほか、火山の噴火の場合には、大量の火山灰が降ってくる可能性があるため、各自でマスクや傘等を常備しておく。
- 竜巻が発生した場合には、堅固な建物の中で、ガラスの破片等を直接浴びることのないような場所に直ちに避難しなければならない。
- 台風や大雨については、強風で窓ガラスが破損したり、庁舎周辺が浸水する危険性があるので、十分に注意しておかなくてはならない。浸水の可能性がある場合には、車両を高台に移動したり、重要書類やパソコン等を高いところに上げておく必要がある。

② 閉庁時の備え

- 基本的には、地震や津波の場合と同様の備えが必要であるが、緊急に登庁する場合には、被災の状況に応じて、十分な注意を払わなければならない。
- 具体的には、大量の降灰に伴う視界不良や道路上のスリップ、台風や大雨の際の突風や浸水など、さまざまな障害が予想されるため、これらに十分留意し、安全に登庁するよう努めなければならない。

3.2 深刻な感染症に対して必要なこと

3.2.1 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく備え

平成24年5月、国においては、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ等発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小とするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布し、平成25年4月施行した。また、同年6月7日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が示され、県では、平成25年9月に宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、危機管理体制のさらなる強化を図っていくこととした。

○「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」では、各発生段階（未発生期、海外発生期、国内で発生した場合の県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期）に応じて、

- ①実施体制
- ②サーベイランス（発生状況の調査・集計）
- ③予防・まん延防止
- ④医療体制
- ⑤県民等への情報提供
- ⑥県民生活及び県民経済の安定の確保 等

の各項目について、実施すべき対策を明記している。

○この中で、県の責務として、

- ①対策本部の設置
- ②具体的な行動計画の策定
- ③県民への的確な情報提供
- ④流行に応じた対策の推進 等

を掲げており、これらが確実に実施されるような備えをしておく必要がある。

○各項目において、事前に備えておくべき主な内容は次のとおりである。

- ①実施体制
 - ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部を設置した場合、県においても知事を本部長とする対策本部を設置する必要があるため、平常時から体制や役割について、県庁内各部局との情報共有を図り、対策や連携体制の確認を行う。
 - ・市町村や指定地方公共機関等との連携のあり方について検討しておく。
- ②サーベイランス
 - ・新型インフルエンザ等の発生時に感染症サーベイランスシステムが円滑

に運用できるように、発生前から複数の職員でシステムに習熟しておく。

- ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

③予防・まん延防止

- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に努める。
- ・住民接種に先行して国が行う特定接種のための登録事業者の登録に協力する。また、特定接種の対象となり得る県庁職員の該当者を明確にする。
- ・市町村が行う住民接種の準備について支援する。

④医療体制

- ・海外で発生した場合に直ちに、帰国者・接触者相談センターが設置できるよう備える。
- ・県医師会、各市郡医師会等との連携・協力を図り、地域の実情に応じ、帰国者・接触者外来を設置できる医療機関の確認を行う。
- ・感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ体制を構築する。

⑤県民等への情報提供

- ・県民や事業所等へ、新型インフルエンザ等発生前から、手洗いや有症状時のマスクの着用や咳エチケット等の感染防止対策及び日常生活用品の備蓄について周知を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出や施設の使用制限等への理解が得られるよう、平常時から趣旨について周知を図る。

⑥県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・指定地方公共機関等へ、平常時からの職場における感染対策や発生時の重要業務等の継続・業務の縮小の準備を要請する。
- ・市町村に対し、県内感染期の在宅の高齢者・障害者等の要援護者への生活支援等について検討を行うよう要請する。

3.2.2 県庁において備えておくべきこと

- 職員に対し、「新型インフルエンザ等対策行動計画」の内容を周知徹底させておくことが重要であり、毎年度、職場研修や訓練を実施し、意識を高めておくべきである。
- 県内において家禽等の鳥インフルエンザが発生した場合や、海外で人の鳥インフルエンザなどの感染症が発生した場合は、庁内の関係部署と情報の共有化を図る体制を確認しておく。
- 国の指針によれば、本人や家族の罹患等により、最大で従業員の40%が欠勤することが想定されており、本県においても、半数程度が出勤できないような事態に備えるため、職員の勤務体制や優先業務等について定めておくとともに、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための県庁在宅勤務実施要領」等に基づく在宅勤務の実施に備え、在宅で行う業務の整理を行っておく必要がある。
- 職場内で発生した場合に感染の広がりを最小にするよう、罹患した場合はもとより、感染流行時に体調の異変を感じた場合には登庁しないこと、また、有症状、無症状に関わらず、全職員が、手洗いやマスクの着用を励行する必要がある。
- 海外で発生した場合、新型インフルエンザの特定接種の対象となり得る職員の該当者を明確にしておく。
- 万一発生した場合に備えて、マスクや消毒液等を用意しておくとともに、自然災害と同様、食料や飲料水等についてもある程度の備蓄（職員各自が行うものも含む）をしておく必要がある。
- 職員は、自らの、または家族の健康管理に努め、予防接種で予防できる疾病に対しては、体調等を考慮しながら、予防接種を受けておく必要がある。
- 職員には、新型インフルエンザ以外の強毒性を有する感染症やバイオテロについても、研修や訓練を実施し、意識を高めておく必要がある。

3.3 各地域との連携体制

3.3.1 情報の共有

- 大規模な災害が発生した場合は、本庁だけで対処することは困難であり、日頃より、各地域担当者とも連携しながら、想定される被害や、地域の実情等について、情報の共有化を図るものとする。

3.3.2 連携体制の確保

① 職員の応援体制

- 被害が甚大であった場合などは、深刻な人員不足も懸念されるため、被害の少なかった地域支部から、職員の応援を受けるなどの対策が必要となる。
- 所属によっては、応急業務や非常時優先業務に必要とされる人員の不足する可能性があるため、応援職員を円滑に受け入れられるよう、応援が必要な業務や職員数、参集後の作業場所、職員の受け入れ調整の担当者の選任などについて、マニュアルの整備などの取り組みを進めておくものとする。
- また、職員の応援体制については、宮崎県地域防災計画における災害対策業務との関係もあるので、その点にも留意しておく。
- 職員の応援体制にあっては、当然に、本庁から各地域支部へ応援職員を派遣することも考えられるため、その体制についても、各地域事務局と連携を図りながら、調整を行っていくものとする。

② 国・市町村・他都道府県等との連携

- 県内の市町村が大きな被害を受けた場合には、当該市町村においても、業務を継続するための人員が不足することが想定されるため、その際には、当該市町村を応援する態勢の構築をしておく必要がある。
- また、被害が甚大であった場合などは、深刻な人員不足が懸念されるため、国や他の都道府県等からの応援を必要とする。そのため、日頃から国や他の都道府県等と、連携についての協議を行っておく必要がある。

第4章 非常時における業務の円滑な運営

第4章では、これまでに検討したことを基に、本県において重大な危機事象が発生した場合、職員はどう行動すべきか、どのような形で本庁の業務運営を行うか等について取りまとめ、県庁非常時体制に移行する場合の基準や判断方法、推進体制や業務の優先順位等について定めておく。

4.1 初動対応

4.1.1 職員の留意事項

重大な危機事象が発生した場合、職員は以下のことに留意して行動する。

また、県庁非常時体制に移行した際には、このBCPの規定に従い、BCP推進会議（後記）並びに上司の指示を受けながら対応する。

(1) 開庁時の対応

① 職員・来客等の安全確保

○まずは、自らの安全確保を図り、県職員としての業務が遂行できるよう努める。

○職員や来客など、他者に対しても円滑な避難誘導や援助ができるよう努める。

特に来客に対しては、県庁舎に慣れていないため、積極的な声かけ、手助けを行う。

② 死傷者への対応

○万一、死傷者が発生した場合には、迅速な対応を行う。応急処置、AEDの対処、救急車の手配など、別に定める実施要領に従って的確に対応する。

③ 被災状況等の報告

○避難や死傷者への対応を行いつつ、速やかに各課の被災状況や死傷者の状況等を各部連絡調整課に報告する。

④ 業務再開への準備

○執務室内の片付けや清掃を行い、速やかに業務を再開できるよう努める。

(2) 閉庁時の対応

○閉庁時に災害が発生した場合には、「安否確認メール」にすぐに返信するとともに、担当リーダー等に各自の状況を報告する。

○緊急に登庁する場合は、非常時緊急登庁体制（後記）に基づくものとする。また、その際は、交通手段や途中の安全確保に十分留意する。

○勤務する庁舎に登庁できない場合は、周辺道路や建物等の安全が確保された後に、あらかじめ決めていた最寄りの公共機関に登庁するものとし、職場の上司の指示を

受けながら行動するものとする。

4.1.2 非常時の初動対応

(1) 災对本部の設置

- 大規模な災害等が発生した際には、地域防災計画に基づく「災对本部」が設置されるので、災对本部が設置されたら、緊急に避難すべき場合を除き、原則として、発災後40分以内に災对本部会議を開催することとする。
- 部局長が出張等で不在の場合は、代理の職員が参集する。
- ただし、閉庁時に発生した場合には、発災後60分以内に参集することを目標とする。
- 緊急に避難すべき場合には、その避難場所において、もしくは、避難が終了した後、速やかに災对本部会議を開催する。
- 災对本部会議では、被災状況の第一報の報告を基に、県庁非常時体制への移行や必要な対策の決定等を行う。
- ただし、知事が不在の場合には、知事に緊急連絡を取って、状況を報告するとともに、上記対策の内容等について判断を仰ぐ。

(2) 災对本部会議が開催できない場合

- 県庁舎が甚大な被害を受け、災对本部会議を開催できない場合には、知事の判断で、県庁非常時体制への移行や必要な対策の決定等を行い、所要の業務を行う代替施設についても指定する。

(3) 知事に連絡が取れない場合

- 知事に連絡が取れない場合や事故があった場合には、知事の職務代理の規則に従って対応する。

4.2 非常時の業務運営

4.2.1 県庁非常時体制への移行

BCPに基づく県庁非常時体制に移行する基準は、概ね下表のとおりとし、移行するかどうかは、災対本部や、危機事象の種類に応じて設置される各対策本部（以下「災対本部等」という。）において決定する。なお、県庁非常時体制に移行した場合の災対本部等の業務は、原則として、防災庁舎3階で行うこととする。

県庁非常時体制への移行基準

①から⑤のような危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、非常時体制に移行する

①巨大地震等の大規模災害

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により、災対本部が設置され、県内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

②新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症により、総合対策本部が設置され、県内で死者や重症患者が発生し、感染拡大が懸念される場合

③口蹄疫等の家畜伝染病

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病により、対策本部が設置され、県内で患畜が多数発生し、感染拡大が予想され、県民生活や県内経済に広範かつ深刻な影響が懸念される場合

④武力攻撃やテロなど

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し、対策本部が設置され、県民の安全確保が必要となる場合

⑤その他の危機事象

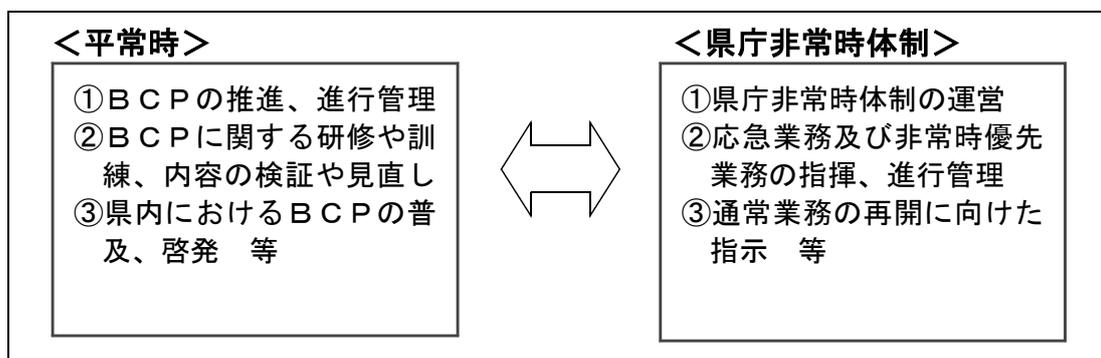
①から④以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や県民の安全確保等のため、県庁非常時体制へ移行して対処すべきと知事が判断した場合

4.2.2 BCP推進会議の構成・役割

(1) BCP推進会議の構成・役割

- 平常時から、BCPの推進や進行管理等を行うため、「BCP推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。
- 推進会議の構成は災対本部と同様とし、知事が議長、副知事が副議長に就き、各部局長が委員となる。ただし、議長が必要と認める場合には、その他の職員等も入れることができるものとする。
- 県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「BCP推進会議事務局」（以下「事務局」という。）が、災対本部等の中に入る形で、非常時における業務の円滑な運営、進行管理等を行う。
- 推進会議の所管業務は、下表のとおりとする。

BCP推進会議の所管業務



(2) BCP推進会議事務局の構成・役割

① 平常時の体制

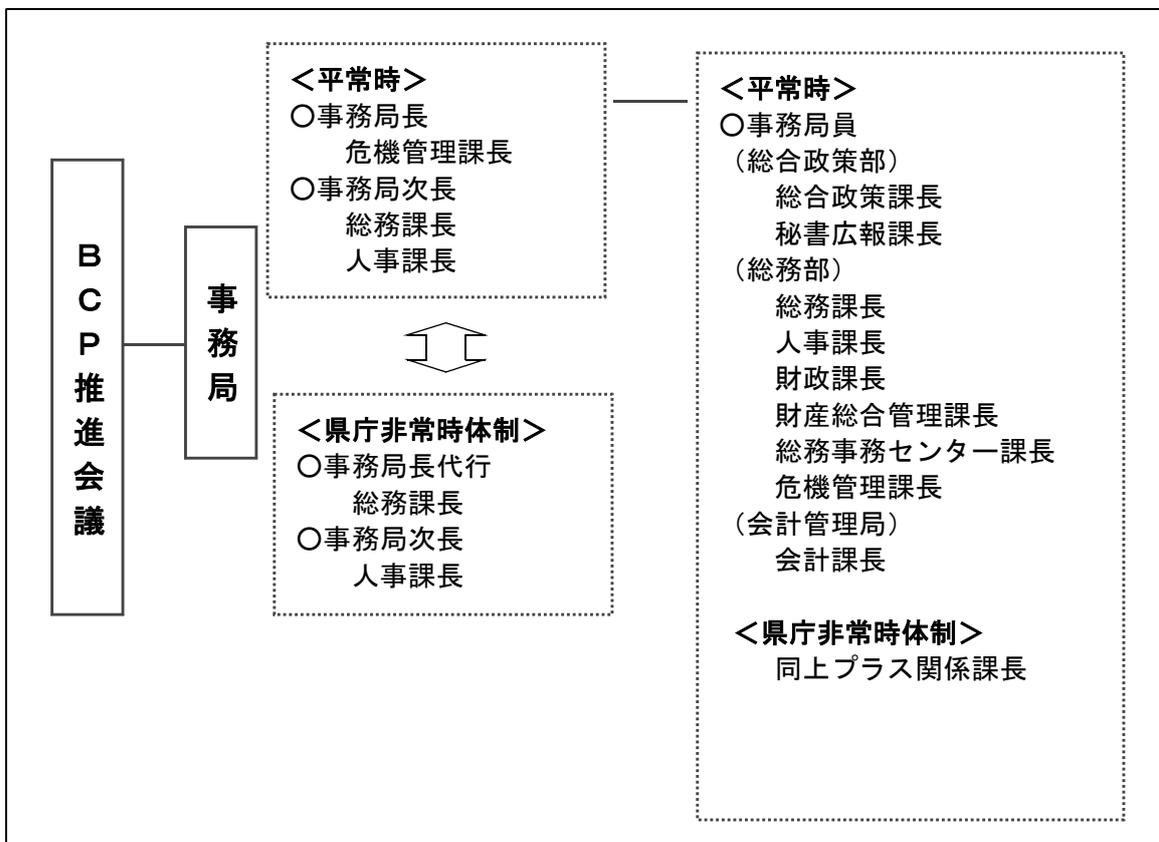
- 事務局では、推進会議において所管する事項等の調査や、関係部局との調整等を行い、事務局の庶務は、危機管理課において処理する。
- 事務局員は、BCPを推進するための中核となる関係各課長とし、事務局長には危機管理課長、事務局次長には総務課長と人事課長をもって充てる。

② 県庁非常時体制

- 県庁非常時体制では、危機管理課長は災対本部の業務を優先させる必要があるため、総務課長が事務局長を代行する。
- 総務課長が事故等により事務局長を代行できない場合は、事務局次長である人事課長が事務局長の職務を代行する。人事課長も事故等により事務局長の職務を代行できない場合は、事務局員が代行することとし、その順序は、宮崎県BCP推進会議設置要綱別表第2に掲げる事務局員の順序とする。
- 県庁非常時体制では、危機管理課は災対本部の業務を優先させる必要があるため、事務局の庶務は総務課において処理する。
- 県庁非常時体制では、危機事象の種類に応じて必要とされる課長を事務局員に追

- 加できるものとする。(感染症の際には福祉保健課長、家畜伝染病の際には農政企画課長など)
- 県庁非常時体制では、事務局の活動を円滑に進めるため事務局室を設置し、事務局員は原則として常駐するものとする。
 - 事務局室の設置場所は、原則として、防災庁舎6階の自治学院の事務所及び図書室とする。
 - ただし、対応が長期に渡ることも予想されるので、事務局員である各課長にあつては、課長補佐等代理の職員と適宜交代しながら業務に当たるものとする。
 - 事務局室では、推進会議において所管する事項(県庁非常時体制の運営、応急業務及び非常時優先業務の指揮、進行管理及び通常業務の再開に向けた指示)等の具体的な事務処理や、関係部局との調整等を行うものとする。
 - これらの業務に係る実務的な作業を担うため、事務局に事務局構成課職員からなる作業班を設置する。作業班の構成等詳細は別に定めるものとする。
 - また、災対本部の総合対策部等に県庁BCP推進班を設置し、総合対策部等と事務局室との連携を図るものとする。

BCP推進会議事務局の構成



4.2.3 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務の実施

(1) 通常業務の停止

- 県庁非常時体制に移行する際には、原則として、いったん、全庁的に通常業務を停止し、
 - ①地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に定める業務
 - ②BCPに規定する応急業務
 - ③BCPに規定する非常時優先業務を行うこととする。

(2) 応急業務及び非常時優先業務の実施

- 応急業務及び非常時優先業務の内容は表4.2.3に示すとおりとし、まずは第1グループ、第2グループに属する業務から県庁総力戦で取り組むこととする。
- 各部局においては、第1グループ、第2グループに属する業務に従事する職員（災対本部等で従事する職員を含む）について、その人数や職氏名等を推進会議に報告し、それ以外の職員は、推進会議の指示に従って、必要な他の業務に当たらせることとする。
- 特に、災害が閉庁時に発生した場合や、新型インフルエンザが猛威をふるっている場合などは、要員が不足することが懸念されるため、推進会議の指示の下、的確な業務分担ができるよう、全庁的な協力体制を確立しなければならない。
- 各部局においては、第3グループに属する業務を準備、再開しようとする場合にも推進会議に協議を行い、その指示に従うものとする。

(3) 応急業務及び非常時優先業務の進行管理

- 応急業務及び非常時優先業務全体の進行管理については、推進会議が中心になって行う。ただし、災対本部等の業務は除く。
- 各部局においては、それぞれの項目の進捗状況を具体的に報告し、進捗が遅れている項目や内容に対しては、推進会議において、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 職員の健康管理

- 県庁非常時体制が解除されるまでには長い期間を要することもあるので、職員の勤務ローテーションにも十分配慮をしなければならない。
- 特に、24時間体制の勤務が続く場合には、業務の的確な推進と職員の健康管理を図るため、知事と副知事、部長と次長、課長と補佐、リーダーと副主幹、担当者間において、時間を定めて交互に勤務するよう配慮していく必要がある。

(表4.2.3) 県庁非常時体制における応急業務及び非常時優先業務

<p>【応急業務】</p> <p><第1グループ> 直ちに実施する業務</p> <p>① 県庁内における死傷者の救護や搬送（福祉保健部、総務部） ② 県庁に緊急避難してきた県民や旅行者等への対応（総合政策部） ③ 職員の安否確認、初動体制の確立（BCP推進会議事務局） ④ 県庁舎における各種インフラや情報通信システムの復旧 ～業務の継続や再開に不可欠なこと（電力、上下水道、電話、無線、 情報システム等：総務部、総合政策部、）</p>
<p><第2グループ> 概ね2～3日中に実施する業務</p> <p>① 破損した庁舎や設備の応急修理に関すること（総務部） ② 燃料の確保に関すること（商工観光労働部） ③ 職員等の食料や飲料水の確保に関すること（農政水産部）</p>
<p><第3グループ> 概ね1週間以内に実施する業務</p> <p>① 庁内の執務環境の回復、改善に関すること（環境森林部）</p>
<p>【非常時優先業務】</p> <p><第1グループ> 直ちに実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関することで優先度が極めて高く、停止することができないもの（各部局）</p>
<p><第2グループ> 概ね2～3日中に実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関することで優先度が非常に高いもの（各部局） ② 各種支払いに関することで優先度が非常に高いもの（会計管理局）</p>
<p><第3グループ> 概ね1週間以内に実施・再開する業務</p> <p>① 県民生活の安定に関することで優先度が高いもの（各部局） ② 各部各課の業務の中で優先度が高いもの（各部局） ③ 各種支払いに関することで優先度が高いもの（会計管理局）</p>

* 応急業務の（ ）内は責任部局。非常時優先業務の（ ）内は担当部局

* 災対本部等で実施する「当該危機事象への対応」（地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等に即した初動対応等の業務）については、当然ながら、所定の規程に沿った全庁体制で優先的に行うものとする。

4.2.4 平常時からの備え

(1) 実施要領の作成

○応急業務及び非常時優先業務については、非常時に円滑に進めることができるよう、実施要領を定めておく。なお、応急業務については、各項目毎に責任部局を割り振っているため、その部局が中心となって実施要領を定める。ただし、あくまでも責任部局であって、その部局のみで対応できないものについては、他の部局も協力する形で作成する。

○この実施要領は、

- ①非常時における具体的な対応方法
- ②そのために必要な人員体制、連携体制
- ③事前に準備しておかなければならないこと
- ④準備を行うための方策、経費、手順
- ⑤各項目の進行管理表やチェックリスト

など、第3章で整理した事前の備えを含めて、事務局と協議を行った上で取りまとめ、推進会議の承認を受けて、このBCPに添付しておくものとする。

(2) 非常時優先業務の選定

○各部局では、必要性を十分に吟味し、事務局と協議を行った上で非常時優先業務を選定し、推進会議の承認を受けて、このBCPに添付しておくものとする。

(3) 非常時緊急登庁体制の確保

○閉庁時に大きな災害等が発生し、職員が緊急に登庁しなければならない場合に備え、各部局では、本庁舎に近い場所（概ね2～3km以内）に居住する職員に対し、本人の同意を得て、特段の支障がない限り、直ちに登庁できる体制を確保しておくものとする。

○遠隔地に居住する職員については、道路や交通機関の状況等により登庁できない場合、最寄りの公共機関（県の出先機関や市町村の役場等）に登庁し、所属長等からの指示を受けて必要な対応を行えるような体制を確保しておくものとする。

○また、閉庁時に災害が発生した場合に備え、指揮命令系統の体制構築のための具体的な対策について検討するものとする。

○これらのリストについても、事務局と協議を行った上で取りまとめ、推進会議の承認を受けて、このBCPに添付しておくものとする。

(4) 県庁非常時体制における事務分掌表の作成

○県庁非常時体制における職員一人ひとりの役割を明確にしておくため、各部局において、事務局と協議を行った上で、県庁非常時体制における事務分掌表を整理し、推進会議の承認を受けて、このBCPに添付しておくものとする。

○事務分掌表の作成にあたっては、災害時等に多数の職員が登庁できないことも考慮し、同一業務について、可能な限り複数の職員を充てるようにしておくものと

する。

(5) 作成・改訂スケジュール

- いずれも、最初に作成する際には、事務局から考え方やひな形等を示して、各部局に照会を行い、十分に協議を行った上で作成し、推進会議に諮ることとする。
- その後は、組織改正や人事異動、予算編成等も踏まえて、毎年度当初に改訂しておく必要がある。したがって、毎年度前半に事務局から各部局に照会を行い、十分に協議を行った上で改訂版を作成し、推進会議に諮ることとする。

4.2.5 本庁舎が使用できない場合の対応

(1) 判断基準

- 本庁舎が著しい損傷を受けたり、周辺地域が被災して登庁できない状況となるなど、本庁舎において業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。
- 本庁舎が使用できないと判断する際の基準は、概ね次のとおりである。

- ①本庁舎が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合
- ②各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、本庁舎で継続して業務を行うことが困難な場合
- ③周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

(2) 代替施設の選定

- 代替施設については、次の順に使用可能かどうか検討し、知事が速やかに決定する。これらについては、使用可能な面積や設備、費用等について、事務局において必要に応じ調査を行い、代替施設候補リストを作って準備しておく。

- ①本庁周辺にある県有施設
(企業局庁舎、職員健康プラザ等)
- ②本庁から概ね5 km 以内にある県有施設
(県立図書館、県立美術館、宮崎県総合博物館等)
- ③本庁から概ね10km 以内にある県有施設
(県消防学校、建設技術センター等)
- ④宮崎市内有る民間施設
(ホテル等の宿泊・会議施設、オフィスビル等)
- ⑤宮崎市外にある県有施設
(農業大学校、都城総合庁舎、西臼杵支庁等)

* () 内はあくまでも例示であり、調査を行う中で、候補地を選定していく。

第5章 BCPの推進と今後の展開

重大な危機事象は、いつどのような形で発生するかわからない。そこで、このBCPは、完璧をめざすよりも、より早く整備しておくことの方が重要だとの認識の下に策定した。したがって、計画内容については、速やかに職員への周知を図るとともに、毎年度、適切な進行管理や内容の見直し等を行いながら、より充実した計画となるよう、バージョンアップを図っていく必要がある。

また、このBCPは、あくまでも本庁版であり、今後、地域版BCPと連携し、市町村、民間企業等にも広げていく必要がある。そのような観点から、最後の第5章においては、「BCPの推進と今後の展開」と題して、具体的方策や留意事項等を取りまとめることとする。

5.1 BCPの推進

5.1.1 計画内容の周知と進行管理

- まずは、計画の内容について、職員一人ひとりに十分な理解を得ることが必要である。このため、各課に設置する危機管理推進員を中心に、定期的に、職場毎の研修や訓練を実施したり、全庁掲示板等を使って、内容の周知を図っていく。
- 必要な備えについては、毎年度進捗状況を確認し、進行管理を行っていく。
- 県庁非常時体制における業務遂行能力の向上を図るため、毎年度、全庁的な訓練を実施し、問題点の確認等を行っていく。

5.1.2 全庁的な協力体制

- 県庁非常時体制においては、危機管理局や担当部局だけで対処することは不可能であり、全庁的な協力体制が不可欠となる。したがって、各部局においては、応急業務や非常時優先業務の中で割り当てられた項目について、責任を持って遂行し合うことや、業務を実施するための勤務体制に積極的に協力し合うことなどに留意する必要がある。
- 応急業務の中で割り当てられた項目や各部局で実施する非常時優先業務については、責任部局や担当部局だけで対応できないものもあるので、他部局との連携や調整を行いながら、全庁的な観点に立った実施要領の作成や、日頃からの備え等に取り組む必要がある。

5.1.3 計画内容の検証、見直し

- 計画内容については、毎年度、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行い、より充実した計画へとバージョンアップを図っていく。

- 項目毎の具体的な実施要領についても、毎年度の予算や職員体制等を踏まえながら、必要な改訂を行っていく。

5.2 今後の展開

5.2.1 地域版B C Pの今後の展開

- 県の出先機関においても、平成25年3月に各地方連絡協議会単位、県外事務所単位にそれぞれの「地域版B C P」を策定した。
- 毎年度、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行い、より充実した計画へとバージョンアップを図っていく。
- また、項目ごとの具体的な実施要領についても、毎年度の予算や職員体制等を踏まえながら、必要な改訂を行っていく。

5.2.2 市町村や民間企業等への啓発

- 安全で安心な宮崎県を作るためには、県だけでなく、市町村や民間企業等にもB C Pの趣旨を周知することに努め、それぞれのB C Pを策定していただくことが望ましい。
- そのためには、各地域B C P推進会議とも連携を図りながら、県内各地で研修会や講演会を開催するなど、市町村や民間企業等への啓発等を行っていくものとする。
- また、市町村等が策定に向けた検討などを行う際には、各地域B C P推進会議とも連携を図りながら、必要な支援に努めるものとする。

【関連資料】本庁舎の建物や設備関係の状況

(資料1) 建物

庁舎の名称	構造	階数	建築年度	耐震診断実施年度	耐震改修実施年度	耐震性能
本館	RC一部S造	3F・1B	昭和7	平成7	補強不要	有り
本館 附属棟(西)	RC造	3F	昭和48	平成10	平成12	有り
1号館	SRC造	9F・1B	昭和37	平成7	平成8	有り
2号館	RC造	4F	平成5	対象外	補強不要	有り
3号館	SRC造	6F・1B	昭和59	対象外	補強不要	有り
4号館	RC造	7F・2B	昭和44	平成9	補強不要	有り
5号館	RC造	2F	大正14	平成10	補強不要	有り
6号館	RC造	3F・1B	昭和47	平成10	平成11	有り
7号館	RC造	4F・1B	昭和38	平成10	平成11	有り
8号館	RC一部SRC、S造	6F・1B	昭和45	平成9	平成10	有り
9号館	RC造	3F	昭和47	平成10	補強不要	有り
10号館	RC造	3F	昭和44	平成10	補強不要	有り
防災庁舎	S造一部RC造	10F・1B	平成29	対象外	補強不要	有り

※構造:RC(鉄筋コンクリート)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)、S(鉄骨)

※耐震性能:建築基準法上の耐震性能

※対象外:昭和56年改正建築基準法適用の建築物については新耐震設計法によるため耐震診断の対象外としている。

※本館及び防災庁舎(5号館含む)には井戸設備があり、トイレ洗浄水等として利用している。

(資料2) 電力

庁舎の名称	設置場所		供給範囲	燃料タンク	予備燃料タンク	運転可能時間
	発電機	配電盤		容量(L)	容量(L)	
本館・1号館	地上	地下1階	本館・1号館 3割程度	390	10,000	72時間
3号館	地上	地上	3号館 3割程度	950	7,500	72時間
4号館		地上及び地下	4号館 3割程度			
6・7号館	屋上	地下1階	6・7号館 3割程度	1,950	-	46時間
8号館	地下1階	地下1階	8号館 3割程度	1,950	-	46時間
防災庁舎	10階	10階	防災庁舎 ・5号館 8割程度	1,950	49,500	72時間
ガスによる運転の場合、潤滑油交換の2週間						

※6号館は平成28年10月から文書センターとして活用(BCP庁舎対象外)

※平成28年度以降に順次、非常用電源の浸水対策と運転可能時間の強化を予定

※防災庁舎の発電機はデュエルフェューエル方式

(資料3) 上水道

庁舎の名称	受水槽 有効容量 (m3)	高架水槽 有効容量 (m3)	使用量 (m3/日)	使用可能 日数(日)
1号館・議会棟	24	9	40	0.8
3号館	14	6	14	1.4
4号館	16	8	22	1.1
8号館	9	4	17	0.8
防災庁舎・5号館	-	26	未定	使用不可 にならない

※使用可能日数は、災害により上水道が断水した場合を想定している。

(資料4) 情報システム等

耐震性能		
県庁 (LAN管理)	庁舎耐震性能に依存	
MAINの通信回線 送電線鉄塔部分	震度6弱まで	
〃 配電線電柱部分	(基準設定なし)	
〃 地下埋設部分	(基準設定なし)	
IDC	震度7まで	

非常用電源システムの有無・使用可能時間		
県庁 (LAN管理)	有り・72時間以上	
IDC	有り・72時間以上	

情報システム等の復旧見込時間 (電源回復後からの復旧時間)		
県庁LAN	1時間後	「機器障害なし」の前提
MAIN	1時間後	「機器障害なし」の前提
職員ポータル	1時間後	「機器障害なし」の前提
Kドライブ等の保存データ	1時間後	「機器障害なし」の前提
県ホームページ情報掲載システム	数時間後	システムダウン後2時間以内の作業開始
財務会計システム	時間設定なし (原則として即時復旧)	保守業者が常駐し、即時復旧対応可能 ※使用不可能な場合は、手書処理に移行

Kドライブ等のバックアップデータ保存サイクル	1日毎にデータ保存
------------------------	-----------

各施設における県庁LANの利用可否 (災害対策本部用)		
県庁本館 講堂	可	
知事公舎	可	

※「MAIN」：宮崎行政情報ネットワーク

※「NOC」：Network Operations Center の略。ネットワークの運営を管理する施設のこと。

※「IDC」：Internet Data Center の略。利用者のサーバを預かり、インターネットへの接続環境を提供すると共に、サーバの安定的な運用・管理を提供する施設。

* B C P 策定の経緯

①みやざき行財政改革プランにおける検討（22年度～）

平成23年度からスタートした「みやざき行財政改革プラン」において、「危機管理能力の強化」を新たに盛り込むこととし、この中で、BCPの検討・整備を行うことを明記。

同プランは、平成23年6月議会において正式に承認を受けた。

②BCP策定に係る調査検討（23年7月～12月）

既に県のBCPを策定している徳島県や、大きな震災を経験した兵庫県、宮城県を訪問し、BCP策定に必要な事項等について調査。

併せて、BCPの専門家にも意見を聴き、本庁版BCPの策定作業に着手。

12月末に最初の素案（たたき台）を作成。

③最初の素案（たたき台）についての修正（24年1月）

最初の素案（たたき台）の内容について、関係各課に照会して、内容チェックを行った上で、本庁各部局に照会し、意見を聴き、内容を修正。

④素案の庁議報告（24年2月10日）

調整中の素案として、庁議に報告。その後、全庁的に照会し、文言等を一部修正。

⑤素案の議会説明（24年3月8日）

県議会総務政策常任委員会において素案の内容を説明。

⑥案の庁議報告（24年4月9日）

「本庁版BCP（案）」として、庁議に報告。

その上で、BCP推進会議事務局を中心に、各部局との実施要領等の作成作業に入る。

さらに、出先機関にも内容を説明し、各地方連絡協議会、県外事務所毎に「地域版BCP」の策定作業に入る。

⑦案の議会説明（24年6月20日）

県議会総務政策常任委員会において案の内容を説明。委員会では、この計画が県民にもモデルとして広く活用されるために、積極的に広報するよう要望あり。

⑧本庁版BCPの決定、推進（24年7月17日～）

第1回BCP推進会議を開催。これまでの検討結果を踏まえ、実施要領等を添付した上で、「本庁版BCP」として正式に決定し、運用を始める。

「地域版BCP」については、年度末の策定をめざして、検討作業を進め、併せて、市町村や民間企業等にも啓発を行っていくこととした。

⑨地域版BCPの決定、推進（25年3月17日～）

第2回BCP推進会議を開催。これまでの検討結果を踏まえ、実施要領等を添付した上で、「地域版BCP」として正式に決定し、運用を始める。